

(写)

芦市保第2544号
令和7年11月12日

芦屋市国民健康保険運営協議会会長 様

芦屋市長 高島 峻輔



芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。

記

1 諮問の内容

芦屋市国民健康保険条例第7条の3に規定する医療付加金は、兵庫県と各市町において兵庫県下における将来の保険料のあり方について議論を行い、『兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ』を策定し、保険料の完全統一を実現するにあたり、市町ごとのサービスの標準化を行い、市町間のサービスの公平性、公正性を確保するため、廃止するとされたため。

2 適用

令和8年度で廃止とする。

ただし、令和9年3月までの診療については、支給を行う。

以 上